

第15回(平成20年度) 『千葉県建築文化賞』募集要領

趣 旨

千葉県建築文化賞は、優れた建築物を表彰することにより、建築文化・居住環境に対する県民の認識を高め、うるおいとやすらぎに満ちた快適な街づくりを進めていくことを目的に実施するものです。

本年度は、〔地域の周辺環境に寄与し景観に配慮した建築物〕、〔ユニバーサルデザインの視点に立ち誰もが使いやすいように配慮した建築物〕及び〔エネルギーや資源の有効利用を図るなど環境に配慮した建築物〕の3つの部門を募集いたします。

また、本年度の〔地域の周辺環境に寄与し景観に配慮した建築物〕では、建築物群(街並み)とともに、継続した活動により景観が維持・向上した建築物(群)も応募対象としました。

※ ユニバーサルデザインとは、年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすることです。

対象建築物

次の各表彰部門に該当する建築物(群)とします。

ただし、千葉県建築文化賞選考委員会の選考委員、その配偶者又はその親族(2親等以内)が建築主、活動団体の役員、設計者及び施工者である建築物(群)は除きます。建築主、設計者及び施工者が法人である場合に代表者等が同様な場合は同じく除きます。

◆ 景観に配慮した建築物の部

1 建築物又は建築物群(街並み)

千葉県内において、平成10年4月1日から平成20年3月31日までに完成(増築、改築、リフォームを含む)し、現在良好に管理され、また、使用されている建築物又は建築物群(街並み)で、この表彰の趣旨に沿っているもの。

2 継続した活動により景観が維持・向上された建築物又は建築物群(街並み)

3年以上継続した活動により、景観の維持・向上している既存建築物又は既存建築物群(街並み)で、この表彰の趣旨に沿っているものについて、活動団体を表彰します。

◆ ユニバーサルデザインに配慮した建築物の部

千葉県内において、平成15年4月1日から平成20年3月31日までに完成(増築、改築、リフォームを含む)し、現在良好に管理され、また、使用されている建築物で、この表彰の趣旨に沿っているもの。

◆ 環境に配慮した建築物の部

千葉県内において、平成15年4月1日から平成20年3月31日までに完成(増築、改築、リフォームを含む)し、現在良好に管理され、また、使用されている建築物で、この表彰の趣旨に沿っているもの。

* 新築物件だけでなく、耐震化等を目的に増築、改築、リフォームした建築物も対象となります。

* 観光関連施設、県産品活用建築物(サンブスギ等)のご応募を歓迎します。

応募部門

・〔景観に配慮した建築物の部〕、〔ユニバーサルデザインに配慮した建築物の部〕及び〔環境に配慮した建築物の部〕の3部門から選択してください。

・同一の建築物で2つの部門にも応募できます(応募用紙は2枚提出のこと)。

応募・推薦の方法

・建築主、活動団体等、設計者及び施工者による自薦。

・第三者の推薦による他薦(どなたでも応募できます)。

・表彰作品の応募者(推薦者)名を、ご希望により作品集に掲載できます。

・応募用紙(裏面)に必要事項を記入の上、写真を添付して提出してください。

・3年以上の継続活動による景観向上で応募される場合は、活動内容がわかる資料を添付してください。

・〔ユニバーサルデザインに配慮した建築物の部〕に応募される方で、設計に当たり利用者の参加など、設計趣旨や設計のプロセスを記載する場合は、A4判用紙に簡潔にまとめて提出してください。

・〔環境に配慮した建築物の部〕に応募される方は、設計趣旨や、必要に応じて概念図などをA4判用紙に簡潔にまとめて提出してください。

募集期間

平成20年8月1日(金)～9月19日(金)

※ 持参の場合・・・平日(月～金)の9時から17時の間にお願いします。

※ 郵送の場合・・・9月19日までに投函してください(最終日消印有効)。

賞・表彰

- ・『千葉県建築文化賞』・・・総計で6点以内
(各部門2点以内を原則とし、対象がない場合は、部門間で振り分けます。)
- ・『千葉県建築文化奨励賞』・・・各部門若干数
※平成21年3月に、入賞作品の発表及び表彰式を行う予定です。
- ・『千葉県建築文化賞』及び『千葉県建築文化奨励賞』を受賞された、建築物の建築主、活動団体、設計者及び施工者に対し、千葉県知事からの賞状等を授与します。

応募・問い合わせ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県県土整備部建築指導課
電話 043(223)3181 FAX 043(225)0913

主催:千葉県 共催:(社)千葉県建築士会

選考の基準

機能性やデザインなど総合的にみて優れた建築物(群)であり、建築基準法などの諸法令に適合しており、かつ近隣等との紛争が生じていないことが求められます。

そのうえで、各部門ごとに、次のようなことが選考の基準となります。

◆ 景観に配慮した建築物の部

1. 地域の特性に十分配慮され、建築物と外部空間が一体となって魅力ある景観を創出し、地域の景観形成に寄与しているもの。
 2. 3年以上の創意工夫に富んだ継続的な活動により、上記1の維持・向上が実現できているもの。
例えば、次のようなものが該当します。
- 周辺の景観形成に先導的役割を果たしているもの。
 - 周辺の景観にデザイン等が調和し、美しい街並みを形成しているもの。
 - 地域の気候・風土・歴史・産業を反映した意匠・素材・工法を活用し、地域独特の雰囲気をかもし出しているもの。
 - 広場の創出、緑化、ライトアップの実施等、景観形成の向上に対する積極的な取り組みがされているもの。
 - 地域のシンボルや誇りとして住民に親しまれており、すぐれた景観の形成に寄与しているもの。

◆ ユニバーサルデザインに配慮した建築物の部

すべての県民や千葉県を訪れるだれもが、公平に、安全に、安心して、そして快適に利用できるよう配慮され、社会への参加や日常生活が容易にできるような環境整備がされているもの。

例えば、次のようなものが該当します。

- 高齢者・障害者をはじめとしてすべての人々に対応した設備が適切に設けられ、サインの形状、色彩、素材等に工夫がなされ、安全安心で快適に利用しやすく、さりげなく、美しいデザインとなっているもの。
- 建築物の位置や内部空間がわかりやすく、利用や移動に際して負担が少なく、安心して快適に利用できるよう配慮されているもの。
- 建築物だけでなく、道路や歩道など、周辺とのつながりにも十分配慮されているもの。
- 多様な利用者が安心して利用できるように、施設の内容や利用可能時間などの施設情報が適切に提供されているもの。

◆ 環境に配慮した建築物の部

環境と共生する優れた社会資産を形成するために、エネルギーや資源の高度な有効利用を図ったり、自然を取り入れた建築の工夫や、地域の生態環境や防災に寄与する取り組みなどによって地域環境と親和させるなど、人と環境に対して、健康快適な建築環境の向上について配慮されているもの。

例えば、次のようなものが該当します。

- 環境に対する負荷を抑制し、エネルギーを有効に利用するため建物の配置や形状の工夫、断熱構造や日射調整などがされているもの。
- 資源の高度な有効利用を図るため、建築廃棄物の削減やリサイクル化、節水と雑用水の循環利用などについて、資源の有効利用がされているもの。
- 敷地周辺の地域生態環境と有機的に親和するため、建築及び外構における緑化・水循環等に十分配慮されているもの。
- 地域の防災に寄与する建築環境に配慮されているもの。
- 室内の人や環境に無害な建材を使用したり、適切で十分な通風・換気性能が備わっているなど、健康・快適な生活が営まれるよう配慮されているもの。

※応募書類により選考し、現地調査を行って決定します。

※提出された資料は、返却できません。応募者全員に『表彰作品集』を郵送します。

千葉県建築文化賞選考委員会

(敬称略)

委員長	北原 理雄	千葉大学大学院教授
副委員長	岩村 和夫	武蔵工業大学環境情報学部教授
委員	青柳 英俊	社団法人千葉県建築士会会長
委員	岡部 明子	千葉大学大学院准教授
委員	夏目 幸子	建築家・千葉県医療技術大学校講師
委員	野口 瑠璃	環境デザイナー

(委員は五十音順)

過去3年間の受賞作品

千葉県建築文化賞

建築文化奨励賞

●景観に配慮した建築物の部●

〈第12回〉城西大学鋸南セミナーハウス	〈第12回〉(該当なし)
〈第12回〉東京理科大学薬学部新キャンパス	
〈第12回〉AIR HUT	
〈第13回〉千葉市立美浜打瀬小学校	〈第13回〉山村邸
〈第13回〉とみうら元気倶楽部	〈第14回〉Bridge-House
〈第13回〉蔵替え	〈第14回〉旭ヶ丘母子ホーム・保育園
〈第14回〉四街道さつき幼稚園	・児童家庭支援センター
	〈第14回〉海浜動物医療センター

●ユニバーサルデザインに配慮した建築物の部●

※第12回から「ユニバーサルデザインに配慮した建築物の部」となりました。

〈第12回〉特別養護老人ホーム市原園	〈第12回〉(該当なし)
・軽費老人ホーム深泉荘	
〈第13回〉(該当なし)	〈第13回〉苅込邸
	〈第13回〉グループホーム美しの里
〈第14回〉エルプレシア	〈第14回〉千葉市美浜文化ホール
	・保健福祉センター

●環境に配慮した建築物の部●

〈第12回〉日本大学理工学部船橋校舎14号館	〈第12回〉宇津木邸
〈第13回〉東京大学柏キャンパス新領域環境棟	〈第13回〉千葉市白井公民館・若葉図書館泉分館
〈第14回〉タクボエンジニアリング	〈第14回〉流山の家
東金テクニカルセンター	

千葉県建築文化賞の実績(応募点数・受賞作品数)一覽

回数	年度	応募総数	建築文化賞				建築文化奨励賞
			景観に配慮	ユニバーサルデザインに配慮	環境に配慮	計	
1	6	192	3	3	—	6	—
2	7	73	3	3	—	6	—
3	8	83	3	2	—	5	4
4	9	87	4	1	—	5	5
5	10	106	2	0	2	4	5
6	11	101	2	2	2	6	3
7	12	63	3	1	2	6	4
8	13	88	2	2	2	6	2
9	14	71	2	1	2	5	4
10	15	79	3	2	0	5	4
11	16	63	1	2	1	4	3
12	17	92	3	1	2	6	1
13	18	71	3	0	1	4	4
14	19	53	1	1	1	3	5
1~14	計	1,222	35	21	15	71	44

※1)「建築文化奨励賞」は第3回に創設しました。 ※2)「環境に配慮した建築物の部」は第5回に創設しました。
 ※3)「ユニバーサルデザインに配慮した建築物の部」は第12回に創設しました。

写真貼付欄

①

- ◎カラー写真(プリント・コピーも可)は、キャビネ判相当(2Lを含む)の大きさを標準とし、4枚程度を貼付してください。
- ◎建築物の写真を選ぶときは、次のようなことに配慮してください。
 - ①外観の全体がわかるような写真(例:南側からの全景)
 - ②応募(推薦)理由が説明できるような写真
 - (景観に配慮)→周辺の景観や環境にデザイン等が調和し、美しい街並みを形成しているもの等(例:並木道と調和した外装)
 - (ユニバーサルデザインに配慮)→建築物の位置や内部空間がわかりやすく、利用や移動に負担が少ないもの等(例:位置がわかりやすい出入口)
 - (環境に配慮)→自然エネルギーを効果的に取り入れたり、資源の循環的な利用に努めたもの等(例:太陽熱活用の空調方式)
 - (継続活動)→活動の状況がわかるもの
 - ③その他、特徴を説明するために適当な写真(例:新しい工法の採用)

写真貼付欄

- ◎写真のトリミングや縦横の配置を工夫し、枠内で自由にレイアウトしてください。
- ◎表題部には、撮影の意図がわかるような題名を記入してください。
- ◎余白などに簡単な写真説明を書き加えてください。(コピーの切り貼り等も可)説明書きは写真にかかってもかまいません。
 - ※説明資料等が添付されていれば、参考にさせていただきます。
 - ※提出された応募用紙(写真を含む)は返却できません。御了承ください。

②

写真貼付欄

③

写真貼付欄

④